

履修証明制度における履修時間の概念

概要

履修証明プログラムの要件については、総時間数は 120 時間以上であることが学校教育法施行規則において規定されている。

120 時間とは、実際に大学やその他の場所で授業や実習などを行った総時間数のことを指す。予習や準備の時間などは含めない。 [1]

120 時間というのは単位に換算すると (1 単位 15 時間として単純計算すると)、 $120 \text{ 時間} \div (1 \text{ 単位 } 15 \text{ 時間}) = 8 \text{ 単位}$ ということになる。

詳細

大学が履修証明を行うプログラム (以下「履修証明プログラム」という。) は、社会人等の学生以外の者を対象として開設するものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して単位を授与するものではないことに留意する必要がある。 なお、履修証明プログラムの中に大学が学生を対象として開設する授業科目が含まれている場合には、大学設置基準第 31 条第 1 項の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能である。 [2]

体系的に編成することとされており、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要である。 [2]

総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれらの一部の実時間数を合計したものである。 このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準に規定する面接授業、メディアを利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していない。 [2]

実際に運用されている例としては、総時間数に e ラーニングによる学習時間を含めている例 (青山学院大学・大阪大学「ワークショップデザイナー育成プログラム」) [3,4] や、複数の実習課題の中から、各受講生が任意に選択した上で実施した時間を総時間数に含めている例 (東京大学市民後見人養成講座) [5] などがある。

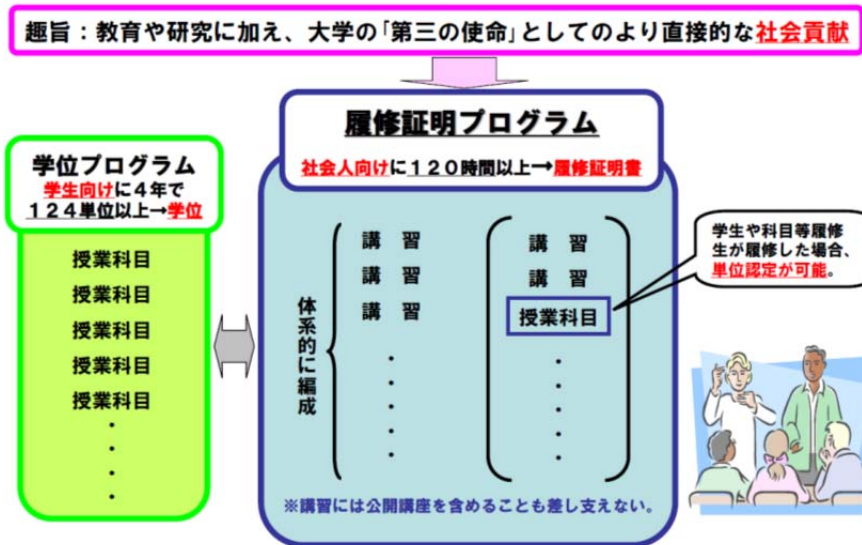


図 1. 大学等における履修証明プログラムのイメージ [6]

文部科学省 大学教育部会（第3回）議事録において、「単位というのは15時間の学習の前後にそれぞれ15時間があって、45時間の学修という成り立ちになっておりますが、この120時間というのは純粋に大学で学ぶレクチャーの時間ということになるわけですので、…」

[7] と記載があるとおり、1単位＝授業15時間（＋予習15時間＋復習15時間）なので、120時間というのは単位に換算すると、120時間÷（授業15時間）＝8単位ということになる。（90分授業＝2時間とみなした場合でも 少なくとも8単位以上であることに変わりはない。）

引用・参考文献

[1] 特集 大学等の「履修証明制度」が創設されました. 文部科学時報 (1593), 52-63, 2008

[2] 大学等における履修証明制度に関する留意事項について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/08020613/001/001.htm

[3] 青山学院大学ワークショップデザイナー育成プログラム 講座内容

<http://wsd.irc.aoyama.ac.jp/program/program-course.html>

[4] 大阪大学ワークショップデザイナー育成プログラム コース内容

<http://www.fringe-tp.net/wsdtc/course/index.html>

[5] 東京大学市民後見人養成講座 2014年度シラバス

<http://www.shimin-kouken.jp/course/pdf/2014syllabus.pdf>

[6] 大学等における履修証明プログラムのイメージ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/08020613/002.pdf

[7] 文部科学省 大学教育部会（第3回）議事録

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/1310594.htm